

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和6年5月7日（火）午前10時00分～午前10時30分					
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	井上事務局長		新次長		松田専門員（農政）	
		菊地係長（農地）		吉田書記			
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		後藤専門員		吉田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第29号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明				
			について				
		議案第30号	納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証				
			明について				
		議案第31号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第32号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況				
			その他事務の実施状況の公表について				
		議案第33号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第5回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、23番 武内誠委員と24番 池浦萬里子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第28号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>3件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、長浜町櫛生の樹園地1筆3,068㎡について、譲受人が売買により申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>所有権移転後は、果樹等を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人等が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、長浜町出海の樹園地1筆517㎡について、譲受人が売買により申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>所有権移転後は、果樹等を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、肱川町名荷谷の田7筆3,704㎡、畑6筆2,353㎡、及び樹園地1筆1,496㎡について、譲受人が売買により申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜等を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
26番	<p>1番案件についてご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、櫛生コミュニティセンターから北東へ約850mのところにある樹園地1筆です。</p>

	<p>先月19日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在もキウイフルーツを栽培しており、今後も引き続き、年間を通して農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の、第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	2番。
27番	<p>2番案件についてご説明いたします。</p> <p>議案説明資料の3ページをご覧ください。</p> <p>2番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、出海コミュニティセンターから北東へ約450mのところにある樹園地1筆です。</p> <p>先月22日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在も柑橘等を栽培しており、今後も引き続き、年間を通して農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の、第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議長（会長）	3番。
33番	<p>3番案件についてご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は4ページを参考にしてください。</p> <p>3番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、共栄集会所から東へ約900mのところにある農地14筆です。</p> <p>先月22日に、事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>譲受人は、現在も水稻、野菜等を栽培しており、今後も引き続き、夫婦で年間を通して農業に従事していくとのことであり、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の、第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第29号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』及び議案第30号『納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について』は関連がありますので一括して議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼
農政係長)

議案第29号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」及び議案第30号「納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」を併せてご説明します。

議案書は2ページ及び3ページを、議案説明資料は5ページから7ページをご覧ください。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

また、特定貸付けを行っている場合は、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書も併せて提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていること及び特定貸付けを行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

まず、議案第29号の1番は、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮字ヲモテヤシキなどにあります11筆で合計6,776.97㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成29年7月14日となっております。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されておりました。

次に、議案第30号の1番も同じ若宮の申請人です。

申請農地は、東大洲にあります3筆で合計2,690.04㎡になります。

納税猶予の種類及び相続日は議案第29号と同じで、特定貸付けは、旧農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による特定貸付けになります。

この3筆は、議案第29号の農地に含まれていますので、全て耕作管理されておりました。

以上2議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

1番について調査結果を報告いたします。

第29号議案については議案説明資料の5ページ及び6ページを、第30号議案については7ページを参考にしてください。

まず、第29号議案についてご報告します。

申請地は5ページ及び6ページの位置見取図のとおり、それぞれ大洲市総合福祉センターを基準として約80mから590m以内に点在する農地5筆及び大洲市立図書館を基準として約260mから580m以内に点在する農地6筆の合計11筆になります。

申請人は、ビニールハウスによる施設園芸を主体とした農業をしております。

4月18日に事務局担当者と現地確認を行い、土地11筆の内、8筆でトマトやイチゴやメロンをビニールハウスで栽培しており、1筆で白菜や大根などの露地野菜を、1筆でビニールハウスでの栽培と露地栽培との混合でトマトやキュウリを栽培していることを確認しております。また、1筆については保全管理をされていました。

全ての農地を利用し、農業経営を行っていることから、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について問題ないと考えます。

続きまして、第30号議案についてご報告します。

申請地は7ページの位置見取図のとおり、大洲市総合福祉センターを基準として約80mから160m以内に点在する農地3筆になります。

これらの農地は、2筆でイチゴやトマトをビニールハウスで栽培しており、1筆でビニールハウスでの栽培と露地栽培との混合でトマトやキュウリを栽培していることを確認しております。

このことにより、特定貸付けをされている農地については、農地として利用されているので、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の交付について問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書及び納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この納税猶予に係る証明願について引き続き農業経営及び特定貸付けを行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

それでは〇〇〇〇委員の入場を許可します。

次に、議案第31号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたし

ます。

議案書の4ページから、ご覧ください。

初めに、利用権設定について、新規の案件のみをご説明します。

まず、2番、3番、4番は、利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため賃借権をそれぞれ10年間設定するものです。

5ページの7番と8番についても、利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため賃借権をそれぞれ10年間設定するものです。

6ページの12番、及び7ページの14番は、利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため使用賃借権をそれぞれ5年間設定するものです。

8ページの17番は、水稻を栽培するため使用賃借権を10年間設定するものです。

続く18番は、果樹を栽培するため賃借権を5年間設定するものです。

その他は再設定の案件ですので、後ほどご確認をお願いします。

今回の概要については、9ページの下に記載してあるとおり、利用権設定の件・筆数は22件・32筆、総面積は51,752㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書の10ページをご覧ください。

1番、東大洲の田3筆、合計2,218㎡については、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得しようとするものです。

利用目的は水稻です。

2番、菅田町大竹字本白の畑1筆、16㎡については、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、贈与により農地を取得しようとするものです。

利用目的は野菜です。

以上、所有権移転の件・筆数は2件・4筆、総面積は2,234㎡です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

次に、議案第32号『令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』及び議案第33号『令和6年度最適化活動の目標の設定等について』は関連がありますので一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第32号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」及び議案第33号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を一括してご説明いたします。

議案書11ページから19ページまでをご覧ください。

議案第32号、33号につきまして、先月の定例総会において提出させていただいたとおりでございます。この内容につきまして各委員さんからご意見もありませんでしたので、ここに記載しております内容について、今後県へ報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。